

2022年4月28日

玉城 毅

## 情報公開訴訟 第1回意見陳述書

2019年3月18日台湾大学から沖縄県教育委員会に移管された琉球人ご遺骨63体の中に私の祖先のご遺骨が含まれていることと、親族であることを信じているからこそ、事実を知りたいと情報開示を求めました。

「遺骨返還運動」は2017年から始まりました。沖縄県教育委員会はその事は当然知っています。

県教育委員会は盗掘された「遺骨」を保管する法的根拠がないことを知っているのだから最初から情報を開示しないようにしています。

第1回の情報開示を請求したときに「返還された遺骨について、すべての公文書」と、しましたが、担当者は「協議書」しかないと説明しました。開示された文書は大量にあった公文書の中のたった1枚だけの「沖縄人骨移管協議書」でした。

情報を公開しなければ遺骨の返還を求める住民は一つひとつの「遺骨」に対し何を具体的に要求するか決める事が出来ません。それでは単に盗まれた「遺骨」だから元の場所に還せとしか要求できないのです。

県教育委員会の目的は遺骨を研究する事です。遺骨を返還してしまうと研究が出来ないと考えているのです。

これは日本人類学会の研究方針全く同じ考えです。

日本人類学会の篠田謙一会長は、「遺骨は世界の財産、国民共有の文化財」なので元の場所に還さないようにとの考え方を琉球人遺骨を保管する京都大学に出した「要望書」2019年7月22日で述べています。

遺骨を返還するにしても「古人骨資料を保管する機関は、・・・地方公共団体と協議するように」言っています。

台湾大学からの遺骨移管交渉には土井直美元琉球大学准教授ともう1人 元准教授(氏名不開示)が参加しています。移管交渉では2人の専門家の基本方針が協議書策定に決定的な影響を与えたことは推測するに余りありません。

土肥直美氏は日本人類学会会員であり、考え方も日本人類学会の方針と同じでしょう。協議書の内容がそれを示しています。

〈沖縄人骨移管協議書の内容〉

1. 人骨の出国および入国は、両国の関連法規に適合した形で行う必要がある。
2. 当該人骨は埋葬処理されることなく、人類の重要な文化的遺産として永続的に保存される。
3. 台湾大学の専門家は、将来、必要な場合には、適切な手続きおよび同意を経た後、当該人骨に対して人類学への理解を深めるための研究を進めることができる。

2. と 3 の項目が大きな問題です。親族に承認得ないで盗掘をし、研究材料(物)として扱っています。

琉球人の尊厳と権利が踏みにじられています。絶対に許すことはできません。被告席を見ますに県の担当者が出廷しておりません。被告が出廷しないことは県民を無視する、また裁判所を軽視する行為です。

裁判官に於かれましては、次回からの口頭弁論には被告も出廷するように促して頂くことをお願いします。

公文書は国民の財産です。原則は「県民の理解と信頼を深め公正で開かれた県政を進める」為に情報公開法があるのです。

その原則を破り県教育委員会の方針を強引に推し進めるために国民の権利をないがしろにしています。

国民主権の法治国家ではないこととなります。地方自治体(県教育委員会)においても役人が上位で住民は下位の立場になっています。

本訴訟の審議を通して官高民低の状況を正し国民主権の地位を明確にする判決を導きだし、不開示部分が開示されることを願います。